

# 大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱

(平成24年3月28日教委告示第1号)

改正 平成27年1月13日教委告示第1号  
平成29年12月21日教委告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、教育に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して実施する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者
- (2) 準要保護者 次のアからエまでのいずれかに該当する者
  - ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当受給者
  - イ 大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）第3条に規定する助成対象者
  - ウ 児童生徒が生計を一にする世帯が、地方税法（昭和25年法律第226号）~~第295条第1項の規定により第295条第1項に規定より~~住民税が非課税である世帯に属する者
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、特別な事情により大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者

(支給対象者)

第3条 この事業の支給対象者は、市内に住所を有する児童生徒（~~学校教育法第18条学校教育法（昭和22年法律第26号）18条~~に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保

護者で、要保護者及び準要保護者とする。ただし、教育委員会が~~学校教育法施行令第9条学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条~~に規定する区域外就学を認めている児童生徒若しくは就学予定者の保護者については、当該児童生徒の住所の存する~~市町村教育委員会市町村教育委員会等~~と協議の上、決定する。

（援助対象費目等）

第4条 就学援助費の対象となる費目（以下「費目」という。）及び支給対象者は、別表のとおりとする。ただし、要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者に係る費目は、別表中、修学旅行費及び医療費に限る。

（支給額）

第5条 前条に係る就学援助費の支給額は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

（申請手続）

第6条 支給対象者が就学援助費の支給を受けようとするときは、~~就学援助申請書（様式第1号）に、必要な書類就学援助申請書（様式第1号）並びに要保護者及び準要保護者に係る世帯票（様式第2号。以下「世帯票」という。）その他必要な書類~~を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒が在籍又は就学予定の学校長（以下「学校長」という。）を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、教育委員会に直接申請することができる。

（決定及び通知）

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、就学援助費の支給可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、支給対象者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。~~また、学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。~~

3 教育委員会は、第1項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、学校長、民生委員児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。

4 ~~3~~ 教育委員会は、審査の結果について就学援助費支給可否決定通知書（~~様式第2号様式第3号~~）により申請者に通知し、併せて学校長に報告する。

5 ~~4~~ 前項の決定日は、当該年度の4月末日までに申請があったものについては、当該年度の4月1日とし、5月以降に申請があったものについては、申請書を教

育委員会が受理した月の翌月の初日を決定日とする。ただし、就学予定者において入学前年度の2月末日までに申請があったものについては、入学前年度の3月1日とする。

~~(台帳の保管)~~

~~第8条 教育委員会は、就学援助費支給決定（以下「支給決定」という。）の後、世帯票を台帳として、教育委員会及び学校長が保管する。~~

(支給期間)

~~第8条第9条~~ 支給期間は、原則、教育委員会が支給決定した日から当該支給決定した日が属する年度の3月末日までとする。ただし、就学予定者は、~~入学年度~~~~入学年~~の3月末日までとする。

(支給及び委任)

~~第9条第10条~~ 就学援助費は、第7条により支給決定された保護者（以下「受給者」という。）に口座振込の方法により支給する。ただし、援助対象費目のうち、医療費に係る就学援助費は、教育委員会が医療機関に直接支払うものとし、給食費に係る就学援助費は、受給者の委任状により学校長を経て支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が正当な理由なく学校の徴収金を滞納した場合は、学校長を経て支給する方法その他教育委員会が適当と認める方法に変更することができる。

3 学校長は、当該年度の就学援助費支給の完了後、教育委員会へ就学援助費個人明細書（~~様式第3号~~~~様式第4号~~）を提出しなければならない。

(変更及び取消し)

~~第10条第11条~~ 受給者は、第2条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して就学援助費辞退届（~~様式第4号~~~~様式第5号~~）により、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

2 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において受給者が就学援助費を既に受けているときは、教育委員会はその全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条に定める要件に異動が生じたとき。

(2) 第2条に定める要件を欠くに至ったとき。

(3) 受給者が偽りその他不正な手段により就学援助費を受けたと判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、支給決定が適当でないと思えたとき。

(帳票の保存期)

~~第 1 1 条 第 1 - 2 条~~ 就学援助費に関する帳票の保存は、申請のあった当該年度から  
1 0 年とする。

(その他)

~~第 1 2 条 第 1 - 3 条~~ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に  
定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年教育委員会告示第 1 号)

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年教育委員会告示第 2 6 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 年教育委員会告示第 号)

この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	支給対象者
学用品費	要保護者 準要保護者
通学用品費	要保護者 準要保護者
校外活動費	要保護者 準要保護者
新入学児童生徒学用品費	要保護者 準要保護者
修学旅行費	要保護者 準要保護者
通学費	要保護者 準要保護者
体育実技用具費	要保護者 準要保護者
クラブ活動費	要保護者
生徒会費	要保護者
P T A 会費	要保護者
医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療費に限る。）	要保護者 準要保護者

就学援助申請書

（新規・更新）

大野市教育委員会 <b>様殿</b> 年 月 日 就学援助を受給したいので、関係書類を添えて申請します。 住 所 <b>大野市</b> 保護者氏名 印 連絡先（電話 - - ）							
対象児童生徒	学校名（学年）		学校（ 学年）				
	フリガナ		<del>フリガナ（ ）</del>				
	児童生徒氏名						
	性別		生年月日				
世帯の状況 ※上記児童生徒以外の家族について記入してください。 <del>また</del> 続柄は児童生徒からの続柄を記入してください。							
氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業(学年)	特別支援学級通学の有無	同居・別居
							同・別
							同・別
							同・別
							同・別
							同・別
1 児童扶養手当受給世帯中 2 大野市母子家庭等医療費助成金対象世帯受給中 3 非課税世帯 4 生活保護受給世帯中 5 <del>4</del> その他（ ）							
住宅の形態		1 持家		2 借家借間			
同 意 書							
申請に当たり、私の世帯全員の所得課税状況、児童扶養手当受給状況、 <b>大野市母子家庭等医療費助成状況</b> などについて、教育委員会が <b>必要な場合、閲覧又は関係機関に</b> 照会することに同意します。 また、必要に応じ学校長、及び民生委員児童委員 <b>及び並びに</b> 福祉事務所長の意見を求めることに同意します。							
		年 月 日		保護者氏名		印	
委 任 状							
決定された際には、就学援助費の受領その他の手続に関する一切の権限を、 <del>学校長に</del> 委任します。							
		年 月 日		保護者氏名		印	
決定された際には、医療費、学校給食費を除く就学援助費を、次の口座に振り込んでください。 （学校集金が滞る場合を除く。）							
金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号	口座名義人	口座名義人フリガナ		
		普通・当座					
学校記入欄 上記の者を、就学援助 <b>がを</b> 必要な児童生徒として報告します。 年 月 日 学校長 印							



様式第2号様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様殿

大野市教育委員会 印

就学援助費支給可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった就学援助の申請について審査した結果、大野市就学援助費支給要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 就学援助費支給の可否 可 ・ 否

理由（否の場合）

2 就学援助費を必要とする児童生徒

氏名

学年

3 決定年月日 年 月 日

決定された要件に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

様式第3号様式第4号（第9条第10条関係）

就学援助費個人別支給明細書

学校

年 組	児童生徒 氏 名			保護者氏名			
品 目	金 額	現金 現物 の 区分	支給 年月日	品 目	月別	金 額	支給 年月日
学用品費 (1学期)	円			給食費	4月	円	
学用品費 (2学期)	円			給食費	5月	円	
学用品費 (3学期)	円			給食費	6月	円	
① 小計	円			給食費	7月	円	
② 通学用品費	円			給食費	8月	円	
③宿泊を伴わな い校外活動費	円			給食費	9月	円	
①+②+③ 合計	円			給食費	10月	円	
新入学児童生徒 学用品費	円			給食費	11月	円	
宿泊を伴う 校外活動費	円			給食費	12月	円	
修学旅行費	円			給食費	1月	円	
その他 ( 費)	円			給食費	2月	円	
				給食費	3月	円	
				合計		円	
				年度の途中における要保護・準要保護の認定の 変更等の事由			
				年 月 日 要保護・準要保護 に変更された。			
				年 月 日 廃止 ・ 転校 した。			
				上記の者に記載のとおり就学援助費が給与され たことを報告します。 年 月 日 学校長			
上記の者に記載のとおり就学援助費が給与されたことを確認します。							
年 月 日							
大野市教育委員会							

様式第4号~~様式第5号~~（第10条第~~1-1~~条関係）

年 月 日

大野市教育委員会 様殿  
（ 学校経由）

保護者住所  
氏名

印

就学援助費辞退届

下記の理由により、就学援助費を辞退します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 辞退の理由
- 4 理由発生年月日